

おしえてマイナンバー

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)について

■マイナンバーの配送

10月よりマイナンバー制度が施行されました。

概ね11月末頃までには、マイナンバーを記載した「通知カード」を皆さんのお手元にお届けできる予定です。

■通知カードとは?

「通知カード」は、皆さんにマイナンバーをお知らせするもので、世帯主あてに簡易書留で郵送されます。

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策における各種手続で、個人番号の記載・確認が求められますので、受け取った「通知カード」は大切に保管してください。

・通知カード イメージ

氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されています。

本人確認の身分証明書としては利用することは出来ません。

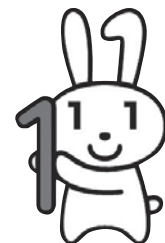


※引越などで市町村に転入届を出すときは、「通知カード」を同時に提出し、カードの記載内容を変更しなければなりません。それ以外でも、カードの記載内容に変更があったときは、市町村に届け出て、カードの記載内容を変更する必要があります。

■注意喚起

マイナンバー制度の施行に伴い、マイナンバー関連の詐欺行為が発生しています。マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください。

通知前にマイナンバー制度関係で行政機関等から手続を求めることはありません。



マイナンバー
イメージキャラクター
マイナちゃん

○民間事業者のみならずへ

民間事業者のかたも、平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで、従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

マイナンバーの適正な取扱いのためのガイドラインをご確認ください。

特定個人情報保護委員会ホームページアドレス <http://www.ppc.go.jp/>

問合せ ●マイナンバーコールセンター・・・マイナンバー、法人番号の詳細について
午前9時30分～午後10時 ☎0570-20-017
土日祝日(年末年始を除く) 午前9時30分～午後5時30分
※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応 ☎0570-20-0291

●個人番号カードコールセンター・・・通知カード・個人番号カードに関する
問合せについて ☎0570-783-578
午前8時30分～午後10時
土日祝日(年末年始を除く) 午前9時30分～午後5時30分
※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応 ☎0570-064-738

総務課企画政策防災担当 ☎62-1231

次月以降も、マイナンバー制度についてお知らせいたします。